

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面は、お客様と当社の間で行う投資信託の取引について、その取引の概要や販売会社である当社の概要および手数料等について記載されています。

◆クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆手数料など諸費用について

フ ア ン ド 名	トラノテック グローバル高利回り債券ファンド （為替ヘッジあり）
お 申 込 手 数 料	ありません。
換 金 手 数 料 及 び 信 託 財 産 留 保 額	ありません。

※投資信託に係る費用については説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込単位	100,000 円以上 1 円単位
ご換金単位	1 口単位
売買受渡日	・ 購入：購入申込受付日の翌営業日 ・ 換金：換金申込受付日から起算して 8 営業日目

取扱いコース	分配金受取りコース
収益分配金お支払い日	決算日から起算して概ね 5 営業日目迄にお支払いします。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

○お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。

○お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

○お申し込みをされたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を、郵送又は電磁的方法によりお客様に交付いたします。

当社の概要

商 号 等	: TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第384号
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン
加 入 団 体	: 一般社団法人 資産運用業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
主 な 事 業	: 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容	: 当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。
設 立 年 月 日	: 平成10年7月31日
資 本 金	: 1億円
本 店 所 在 地	: 〒105-6036 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー36階
お問い合わせ先	: TORANOTEC 投信お問い合わせ窓口 （電話）03-6432-0782
営 業 時 間	: 9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）
ホ ー ム ペ ー ジ	: https://www.toranotecasset.com/

（令和8年9月）